

【R2年6月改定】

水戸市介護予防・日常生活支援総合事業

説明資料

(介護予防ホームヘルプサービス・デイサービス事業所対象)

高齢福祉課地域支援センター

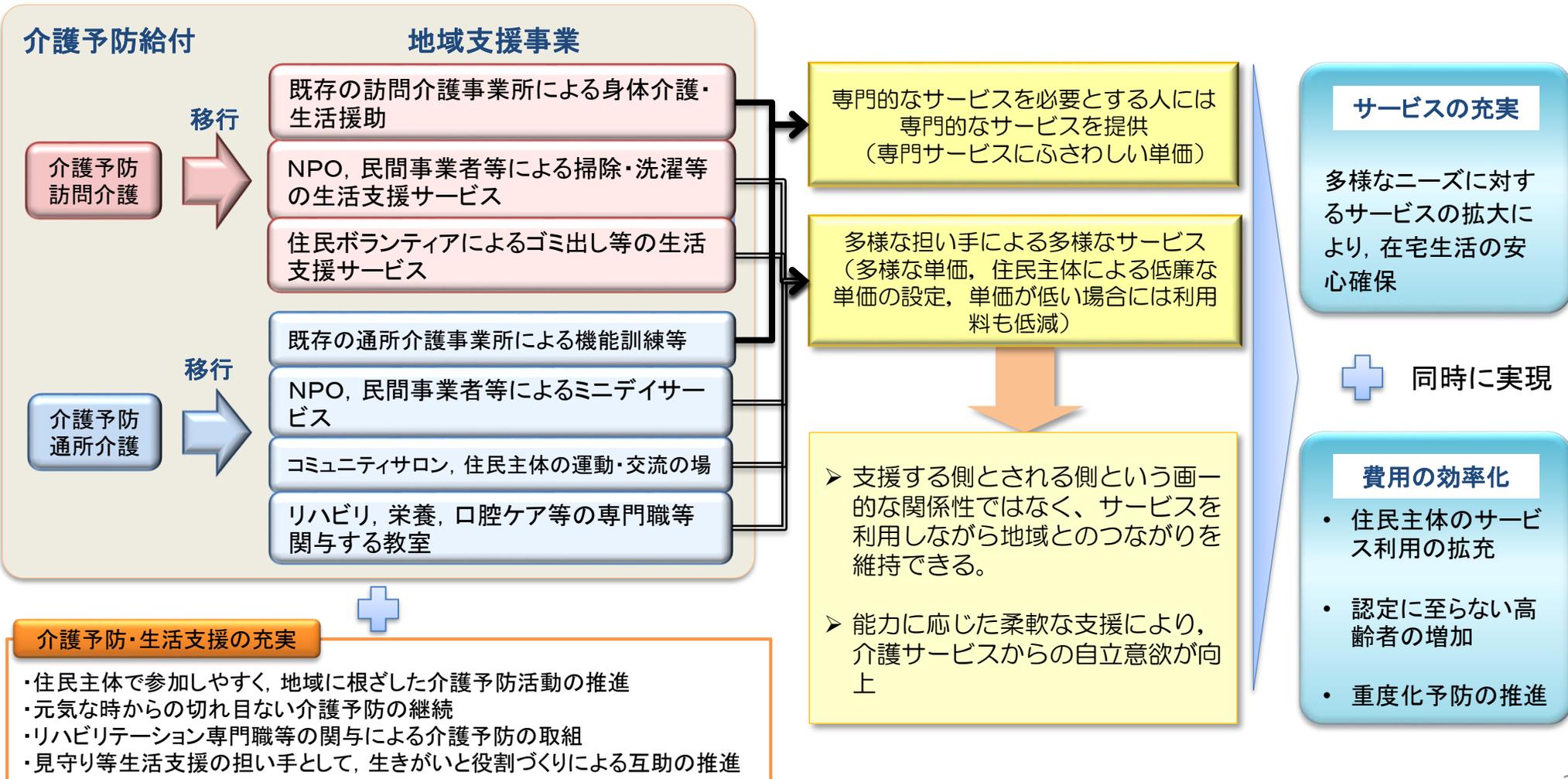


1. 水戸市が実施する総合事業の概要

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

○介護予防訪問介護・通所介護は、介護保険制度の地域支援事業に移行(29年度末までに)。

○介護事業所による専門的なサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体が担うサービスを充実させ、高齢者を支援。高齢者が支え手になることで、生きがいづくりと介護予防を推進。



総合事業の位置づけ

介護保険制度

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

（対象：要支援1・2，基本チェックリスト該当者）

- 訪問型・通所型サービス
（現行相当サービス，住民主体の生活支援サービス，リハビリ職による短期集中サービス 等）
- 介護予防ケアマネジメント

【一般介護予防事業】（対象：すべての高齢者）

- 一次予防事業と同様の事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
（生活支援コーディネーター配置，協議体設置等）
- 認知症総合支援事業
（認知症初期集中支援事業，認知症地域支援・ケア向上事業）
- 地域ケア会議推進事業

任意事業

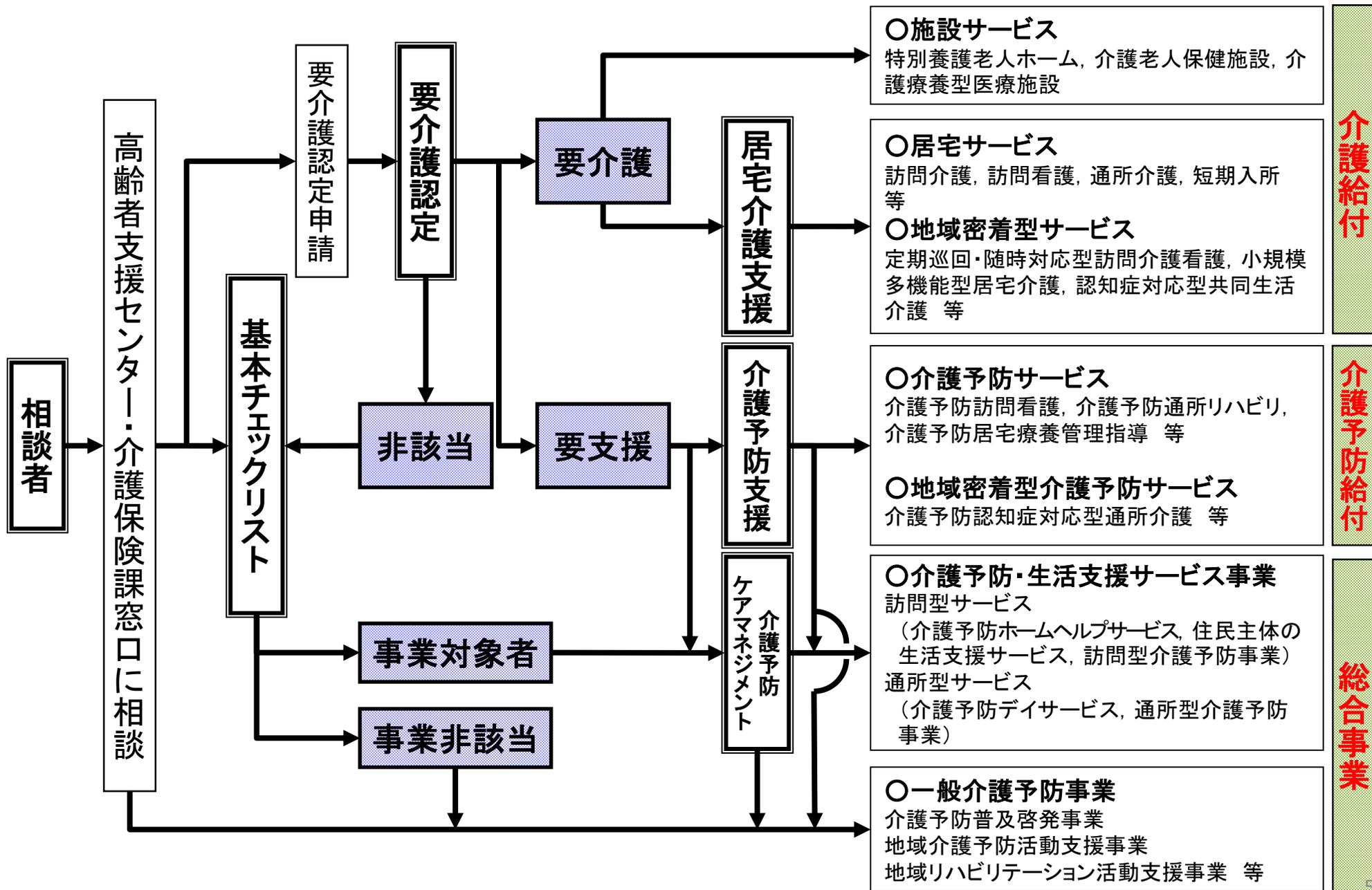
- 介護給付費適正化事業 等

多様化

社会保障充実分

地域支援事業

水戸市における介護保険サービスの利用の流れ

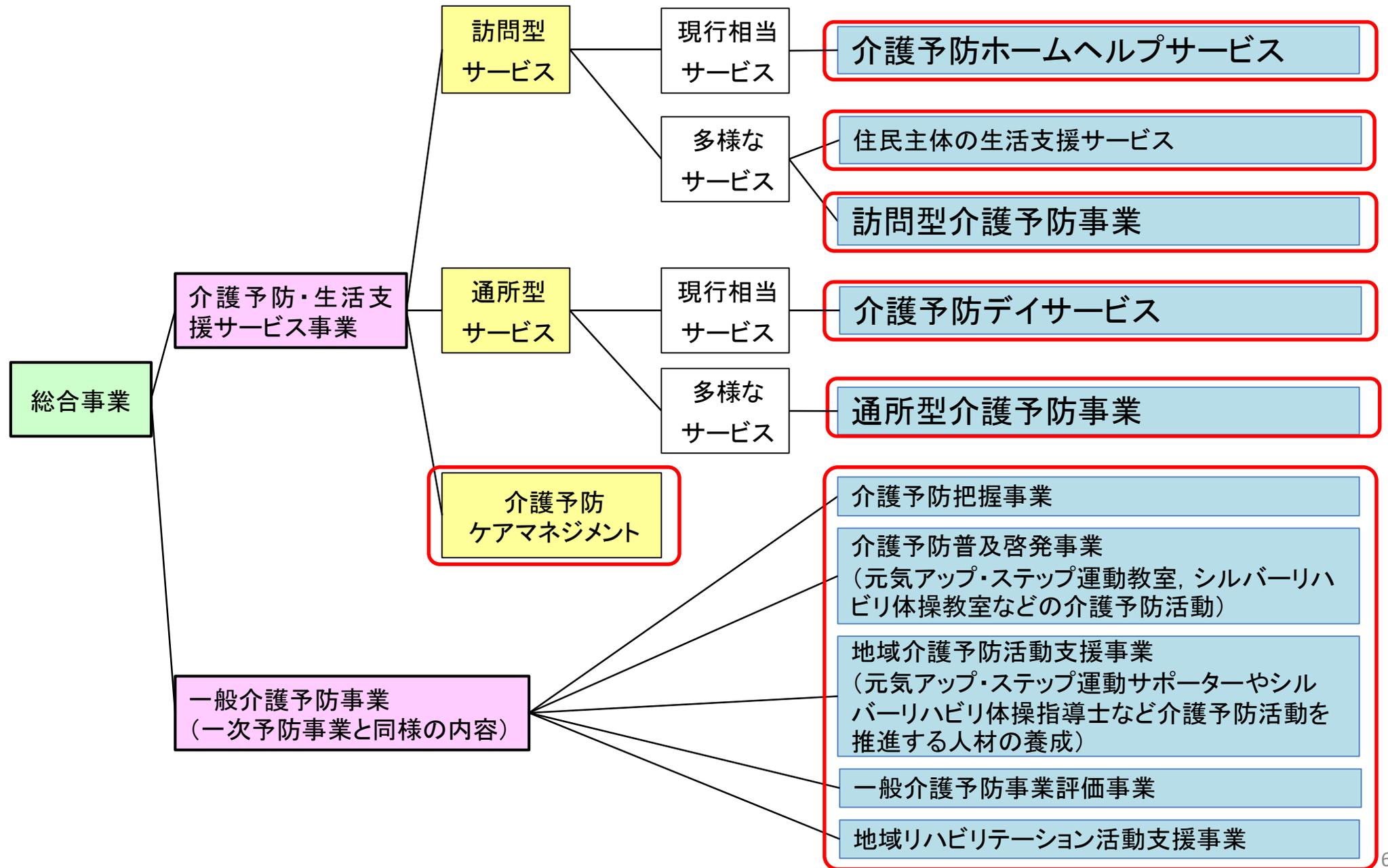


介護給付

介護予防給付

総合事業

水戸市における総合事業の構成



水戸市が実施する訪問型サービスの概要

名称	介護予防ホームヘルプサービス	住民主体の生活支援サービス	訪問型介護予防事業
内容	現行の介護予防訪問介護に相当し、訪問介護員が身体介護、生活援助を実施する。	支援者が自宅を訪問し、生活援助（掃除、洗濯、調理、買物、ゴミ出し等）	保健師やリハビリ専門職などが自宅を訪問し、心身の状態の改善に必要な指導等を短期集中的に実施する。
サービス提供者	訪問介護事業所の従事者	一定の研修を受講した住民	市職員（保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、栄養士など）
対象者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 既に介護予防訪問介護を利用しており、継続利用が必要なケース。 認知機能低下、退院直後など訪問介護員による支援が必要なケース。 	専門的な支援までは要しないが、掃除、洗濯、調理、買物等の支援が必要なケース	<ul style="list-style-type: none"> 体力の改善に向けた支援が必要なケース 日常生活動作の改善に向けた支援が必要なケース
実施方法	事業所指定による	補助	市が直接に実施
利用回数	週1～3回程度	月4回を上限	月2回程度、3か月間
報酬単価	「報酬の単位等」スライド参照	各団体により異なる	
利用者負担	1割、2割または3割（介護保険負担割合証で確認）	謝礼として各団体が設定（例：300円＋交通費）	なし（実費が必要な場合あり）
限度額管理	有り（国保連で管理）		
支払い方法	国保連経由で審査・支払い	現金払い	

水戸市が実施する通所型サービスの概要

名称	介護予防デイサービス	通所型介護予防事業
内容	従前の介護予防通所介護に相当し、生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴等のサービスを提供する。	理学療法士や管理栄養士などによる、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上を目的とした指導等を短期集中的に実施する。
サービス提供者	通所介護事業所の従事者	市職員（理学療法士，作業療法士，管理栄養士，歯科衛生士など）
対象者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象者，要支援1・2の方。 専門職の指導を受けながら，集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース。 	日常生活動作の改善に向けた支援が必要なケース
実施方法	事業所指定による	市が直接に実施
利用回数	週1～2回程度	週1回程度，3か月間
報酬単価	「報酬の単位等」スライド参照	
利用者負担	1割，2割または3割 (介護保険負担割合証で確認)	なし (実費が必要な場合あり)
限度額管理	有り（国保連で管理）	
支払い方法	国保連経由で審査・支払い	

2. 事業所指定について

総合事業に係る指定事業所の基準について

根拠

介護予防ホームヘルプサービス・デイサービスの基準は、「水戸市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等を定める要項」に定めています。

基準の考え方

【介護予防ホームヘルプサービス事業所・デイサービス事業所に共通する事項】

- ・ 介護・保健医療・福祉サービス事業者のほか地域包括支援センター、介護保険施設、ボランティア団体との連携に努めなければなりません。
- ・ 代表や役員が暴力団員又は暴力団関係者である法人は指定を受けることができません。
- ・ 水戸市外に所在する事業所は、所在する市町村から総合事業の指定を受けたことをもって、指定の申請に係る書類の一部を省略することができます。

【介護予防ホームヘルプサービス事業所に適用する事項】

- ・ 従前の介護予防訪問介護の基準（茨城県の条例で定められていたもの）と同じです。

【介護予防デイサービス事業所に適用する事項】

- ・ 通所介護事業所と併設している場合は、従前の介護予防通所介護の基準（茨城県の条例で定められていたもの）と同じです。
- ・ 水戸市の指定を受けた訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む）と併設している場合は、人員基準は、従前の介護予防通所介護の基準と同じですが、設備及び運営に関する基準は、訪問介護事業所、通所介護事業所の基準（水戸市の条例で定められたもの）と同じです。

介護予防ホームヘルプサービスの指定基準

概要

人員	<ul style="list-style-type: none">• 管理者(※1) 常勤・専従1以上• 訪問介護員等 常勤換算2.5以上• サービス提供責任者(※2) 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 <p>※1 支障なき場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none">• 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画• 必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none">• 個別サービス計画の作成• 運営規程等の説明・同意• 提供拒否の禁止• 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理• 秘密保持等• 事故発生時の対応• 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

介護予防デイサービスの指定基準

概要

<p>人員</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 管理者 常勤・専従1以上(支障なき場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業所の職務に従事可能) • 生活相談員 専従1以上 • 看護職員 専従1以上 • 介護職員 利用者の数が15人まで: 専従1以上 利用者の数が15人を超える: 専従$1+0.2 \times (15人を超える人数)$以上 • 機能訓練指導員 1以上 <p style="text-align: right;">} 利用定員10人以下の場合, どちらか一方が専従1以上</p>
<p>設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 食堂及び機能訓練室の合計面積(【※】調理台, 洗面器等の面積を除く)が$3\text{m}^2 \times$ 利用定員以上 • 静養室・相談室・事務室(サービス提供場所と明確に区別)・便所(要介護者の利用に適したもの) • 消火設備その他の非常災害に必要な設備 • 必要なその他の設備・備品 • 利用者の円滑な移動への配慮 • 【※】エレベーターの設置(サービス提供場所を複数の階に分けて設ける場合)
<p>運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 個別サービス計画の作成 • 運営規程(苦情の処理手順及び窓口の規定が必要)等の説明・同意 • 提供拒否の禁止 • 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 • 秘密保持等 • 事故発生時の対応 • 廃止・休止の届出と便宜の提供 • 文書によるサービス提供の契約 • 災害対応に関する計画の定期的な見直し・地域住民が災害対応の訓練に参加するよう努めること • サービス提供内容等を地域住民に対し説明し, 理解を得るよう努めること <p style="text-align: right;">等</p>

(注) 下線を付した基準は, 通所介護事業所と併設している場合は, 適用しない。 また, ※を付した基準は, 平成28年10月1日より前に水戸市が指定した地域密着型通所介護事業所と併設している場合は, 適用しない。

総合事業の指定に関する留意事項

考え方

事業所が所在する市町村から、総合事業の指定を受けたことをもって、水戸市の指定申請に係る書類の一部を省略することができます。

留意事項

- ① 水戸市の被保険者の利用を受け入れる場合、水戸市の「介護予防デイサービス」及び「介護予防ホームヘルプサービス」の事業所として指定を受けている必要があります。
- ② 総合事業に係る指定期間は、原則6年間とします。
- ③ 申請の手続きについては、ホームページに掲載しております。

[ホーム](#) > [健康と福祉](#) > [高齢福祉課](#) > [事業者向けお知らせ](#) > [【事業所向けページ】介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について「総合事業に係る事業所の指定手続きについて」](#) >

[【介護予防・日常生活支援総合事業】事業所の指定手続きについて](#)

4. 運営規程・重要事項説明書等 について

登記事項証明書・運営規程について

総合事業の指定事業者は、事業の開始前までに、総合事業に係る内容を登記事項証明書に位置づける必要があります。また、登記事項証明書の変更にともない、運営規程にも総合事業に係る記載が必要になります。

重要事項説明書等について

総合事業の指定事業者は、介護予防給付から総合事業に移行する利用者及び新規に総合事業を利用する者に対し、総合事業に係る内容が記された重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、サービスを提供してください。同意を契約書の締結により行う事業所は、契約書の内容も総合事業の実施に合わせる必要があります。

5. 報酬・利用者負担等について

報酬の単位等

- ① 1か月あたりの包括単位で計算します。（月途中からの利用など日割り請求の考え方は、別添資料「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について【水戸市】（案）」を参照。）
- ② 1単位の単価は、事業所の所在する市町村の地域区分に応じます。

所在地	介護予防ホームヘルプサービス	介護予防デイサービス
例：水戸市（5級地）	1単位=10.70円	1単位=10.45円

- ③ 加算は予防給付の内容に同じ。
- ④ 水戸市の被保険者に対し総合事業のサービスを提供した場合は、所在地に関わらず水戸市の地域単価を用います。

サービス種類	対象者	内容	単位
訪問型サービス費 I	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の ホームヘルプサービス	1月につき 1,172単位 (1日につき 39単位)
訪問型サービス費 II	事業対象者 要支援1・2	週2回程度の ホームヘルプサービス	1月につき 2,342単位 (1日につき 77単位)
訪問型サービス費 III	事業対象者 要支援2	週2回程度を超える ホームヘルプサービス	1月につき 3,715単位 (1日につき 122単位)
通所型サービス費 I	事業対象者 要支援1	週1回程度の デイサービス	1月につき 1,655単位 (1日につき 54単位)
通所型サービス費 II	事業対象者 要支援2	週2回程度の デイサービス	1月につき 3,393単位 (1日につき 112単位)

報酬の請求

総合事業の指定事業所が提供したサービスの報酬は、介護予防給付と同様に、国保連合会を經由して水戸市に請求します。

総合事業サービス種別	サービスコード
訪問型サービス(独自)	A2
訪問型サービス(独自/定率) ・給付制限で3割, または4割負担になる場合 ・災害減免で10割給付になる場合	A3
通所型サービス(独自)	A6
通所型サービス(独自/定率) ・給付制限で3割, または4割負担になる場合 ・災害減免で10割給付になる場合	A7

サービスコード表及び単位数表マスタは、ホームページに掲載しております。

[健康と福祉](#) > [高齢福祉課](#) > [事業者向けお知らせ](#) >

[「介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード表及び単位数表マスタについて」](#)

利用者負担及び利用限度額

利用者負担

- ① 介護予防給付の利用者負担割合と同様です。
- ② 原則1割、一定以上の所得がある場合は2割または3割（負担割合証を確認してください）。
- ③ 介護予防給付と同様に給付制限が適用されます（介護保険被保険者証の給付制限の欄を確認してください）。

利用限度額

事業対象者の利用限度額は、要支援1と同様です。

- 事業対象者・要支援1 5,032単位
- 要支援2 10,531単位